

食品安全委員会第 260 回会合議事録

1. 日時 平成 20 年 10 月 30 日（木） 14:00 ～15:15

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（1）農薬専門調査会における審議状況について

- ・「フェントラザミド」に関する意見・情報の募集について
- ・「ヨウ化メチル」に関する意見・情報の募集について

（2）動物用医薬品専門調査会における審議状況について

- ・「イミドカルブ」に関する意見・情報の募集について
- ・「セフキノム」に関する意見・情報の募集について
- ・「硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）の再審査」に関する意見・情報の募集について

（3）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 20 年 10 月）

（4）食品安全モニターからの報告（平成 20 年 9 月分）について

（5）食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正について

4. 出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

（事務局）

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

資料 1－1 農薬専門調査会における審議状況について〈フェントラザミド〉

- 資料 1－2 農薬専門調査会における審議状況について〈ヨウ化メチル〉
- 資料 2－1 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈イミドカルブ〉
- 資料 2－2 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈セフキノム〉
- 資料 2－3 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）の再審査〉
- 資料 3－1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 20 年 10 月）
- 資料 3－2 リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート
- 資料 4 食品安全モニターからの報告（平成 20 年 9 月分）について
- 資料 5－1 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」と「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」について
- 資料 5－2 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等新旧対照表
- 資料 5－3 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等改正案

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 260 回会合を開催いたします。

本日は 6 名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 260 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 11 点ございます。

資料 1－1 及び 1－2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 2－1 から 2－3 まだが「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料 3－1 及び資料 3－2 が「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 20 年 10 月）」。

資料 4 が「食品安全モニターからの報告（平成 20 年 9 月分）について」。

資料 5－1 から 5－3 まだが「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の改正についてでございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

（１）農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

「（１）農薬専門調査会における審議状況について」でございます。本件につきまして、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料１－１と１－２に基づいて御説明いたします。

まず、資料１－１の「フェントラザミド」の評価書（案）でございます。

評価書（案）の４ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。本農薬につきましては、２０００年に農薬登録がされております。

今回の評価の要請でございますが、２００８年１月、農林水産省より魚介類に対します基準設定の依頼がございまして、これを受けて厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして２回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されたものでございます。

７ページの「７．開発の経緯」に記載がございますように、フェントラザミドは、除草剤でございます。作用機構は明らかではございませんが、植物の細胞分裂組織に作用し、細胞分裂及び伸長阻害をするとされているものでございます。

８ページ以降、「Ⅱ．安全性に係る試験の概要」が記載されております。

ラットを用いました「動物体内運命試験」の成績を見ますと、まず血中濃度の推移を「表１」にお示ししておりますが、 T_{max} は２９．５から７２．０分、消失半減期は９．６７から４０．６時間でございまして、フェントラザミドは速やかに吸収、排泄されることが示唆されたというところでございます。

主要排泄経路は尿中ということでございます。

９ページの「③ 胆汁中排泄」におきまして記載がございますように、投与後４８時間の胆汁中に４１．３％ＴＡＲ、糞中に２．２％ＴＡＲ、尿中に６２．１％ＴＡＲが排泄されるという成績が提出されております。

また、フェントラザミドは、胆汁とともに十二指腸に分泌された後、腸肝循環、代謝を受け、最終的に大部分が尿中から体外に排泄されると考えられたとされております。

また、吸収されますと、肝臓に比較的高く分布するという結果が得られております。

少し飛びまして、１５ページに「植物体内運命試験」の成績がまとめられております。

除草剤であるということで、水稻を用いまして湛水表面処理をされた試験成績の結果が

まとめられております。

基本的に、玄米で 0.03% TAR でございまして、ほとんどが稲わら中に存在したという成績が提出されております。可食部への移行は少ないという成績となっております。

その結果を反映しまして、20 ページに飛びますが「6. 作物等残留試験」の中の「(1) 作物残留試験」の成績でございまして、分析対象となったフェントラザミド、それから、代謝物Ⅱにつきましては、すべて定量限界未満であったという結果となっております。

また、魚介類におけます最大推定残留値も試算されてございまして、その値は 0.027mg/kg とされているところでございます。

21 ページの「表 16」には「一般薬理試験」の成績が、また、22 ページの「表 17」には原体を用いました「急性毒性試験」の成績がまとめられております。一般薬理試験におきましては、「影響なし」、あるいは急性毒性試験におきましては「症状及び死亡例なし」ということで、毒性は弱い農薬であることとなっております。

24 ページからは「亜急性毒性試験」以下、反復投与毒性試験の成績がまとめられております。

本農薬の特徴といたしましては、基本的に肝臓に毒性の所見が出てまいります。

その外の所見といたしましては、例えば 25 ページの「表 20」で、ラットにおきましては赤血球のコリンエステラーゼ活性阻害作用が認められたとか、あるいは 26 ページの「表 22」に記載されておりますように、マウスを用いた試験におきましては、肝臓以外に胆嚢にも毒性の影響が認められているところでございます。

27 ページの「(5)」に、ニワトリの「28 日間亜急性遅発性神経毒性試験」の成績がまとめられております。ニワトリにおきましても、脳のアセチルコリンエステラーゼの活性阻害とか、あるいは NTE の活性が阻害されたという成績が出ております。

ただ、有機リン化合物により誘発される遅発性神経障害を示唆するような病理組織学的所見は認められなかったとされてございまして、有機リンに見られるような作用とは少し異なるタイプのものであるとされているところでございます。

また、29 ページからは「慢性毒性試験」あるいは「発がん性試験」の成績がまとめられております。

イヌの慢性毒性試験におきましては、やはり肝臓、胆嚢に毒性の影響が認められております。

また、31 ページの「表 30」にはラットの 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の成績がまとめられておりますけれども、この中では甲状腺ろ胞細胞腺腫、あるいは膀胱移行上皮が

ん、乳頭腫といったようながんの所見が認められているところでございます。

一方で、マウスの方の発がん性試験につきましては「表 32」にまとめられておりますが、マウスの方では発がん性は認められなかったとされているところでございます。

それから、33 ページからは「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。

2 世代繁殖試験の結果におきましては、繁殖能に対する影響は認められなかったということでございますが、ラットを用いました発生毒性試験におきましては、骨化促進あるいは未骨化といった所見も認められているところでございます。ただ、この骨化促進と未骨化につきましては、この用いた系統のラットでの他の試験と同様の頻度であるか、あるいは用量相関が明らかでなかったということで、本農薬の投与に関連した所見とは考えられなかったという考察がなされております。

また、ウサギを用いました発生毒性試験が実施されておりますが、こちらの方では催奇形性という所見は認められなかったということでございます。

36 ページにまいりますと、「遺伝毒性試験」の成績がまとめられております。

試験結果は「表」を御覧いただくとおわかりになるように、すべて陰性ということで、本農薬につきましては遺伝毒性はないと考えられているところでございます。

毒性所見につきましては、いろいろな所見が出ておりますが、それらにつきまして、37 ページの「14. その他の試験」で各毒性の項目ごとに様々な追加試験が検討されているところでございます。

詳細な説明は時間の関係で省略させていただきますけれども、かいつまんでまとめておりますものが「Ⅲ. 食品健康影響評価」のところでございます。具体的には 60 ページの下半分に様々な毒性所見についての考察がなされているところでございます。例えばコリンエステラーゼ及び NTE 活性阻害についての考察、あるいはラットで認められました膀胱上皮腫瘍、あるいは甲状腺ろ胞細胞腫瘍等につきましての考察がなされているところでございます。

最終的には遺伝毒性がないということもございまして、閾値を設定することは可能という判断となっておりまして、ADI といたしましては、63 ページに記載がございますように、イヌを用いました 1 年間の慢性毒性試験を基に ADI を 0.0052mg/kg 体重/日と設定されているところでございます。

続きまして、資料 1－2、「ヨウ化メチル」の評価書（案）について御説明をいたします。

評価書（案）の 3 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきま

しては、2004 年 11 月に初回農薬登録。これは非食用でございますが、登録されているところでございます。

今回の評価の要請でございますが、2006 年 5 月に、農薬の登録申請の連絡がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして 4 回御審議をいただきまして、評価書（案）がまとめられております。

7 ページの「7. 開発の経緯」に記載がございますように、ヨウ化メチルは殺虫剤。これはくん蒸剤でございます。土壌くん蒸剤として、土壌消毒及び殺線虫剤として用いられるというものでございます。

8 ページ以降、「Ⅱ. 安全性に係る試験の概要」がまとめられております。

まず、「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討されております。

経口投与では、血漿中の濃度は、投与 4 時間後に最高濃度に達した後、二相性の減少を示したということでございます。

9 ページの「③排泄（補足試験）」ということで、排泄につきましての試験の成績がまとめられておりますが、10 ページの「表 5」に「経口投与」あるいは「全身吸入暴露」をしたときの回収率がまとめられております。御覧いただくとおわかりになりますが、主として炭酸ガスとして排泄されるということでございまして、体内に吸収されますと、最終的には二酸化炭素にまで分解されるという成績となっているところでございます。

16 ページにまいりまして、「植物体内運命試験」がございまして。トマト、いちごを用いて試験成績がまとめられております。

この 16 ページの「（1）トマト」の 1 パラグラフ目に、このくん蒸剤の実際に使われるような条件が記載されております。これは液体でございまして、これを圃場におきまして蒸発させて、それで土壌の処理を行う。その後、7 日間、大気に暴露した土壌にトマトの苗を移植いたしまして栽培する。その栽培したトマトについての残留試験の成績が出ているところでございます。

同じような試験をいちごについても実施しているところでございます。

それらの結果が、例えば「表 15」とか、続いて 19 ページにまいりますと、「表 17～19」と成績がまとめられているところでございますが、基本的には処理をいたしまして一定時間経った後に、このような野菜とか果物を移植して栽培するというところでございまして、親化合物といいますか、本体の暴露はほとんどないという状態になっているところでござ

います。

そうしたことから、22 ページに飛びますが、「作物残留試験」については、メロン、トマト、くりを用いて実施されております。

トマト、メロンの場合ですと、残留値につきましては検出限界未満ということでございます。

くりの場合は、くん蒸剤を直接処理いたしますので、若干、残留するという成績になっているところでございます。

それから、24 ページには「一般薬理試験」の成績、また、25 ページには「急性毒性試験」の成績がまとめられているところでございます。

ヨウ化メチルそのものは、劇物として指定されているものでございます。毒性は非常に強い、刺激性のあるものでございます。

26 ページにまいりますと、「表 25」に急性神経毒性の試験成績がまとめられておりますが、ここにお示しするような所見が認められているところでございます。

27 ページ以降に「亜急性毒性試験」ほか、反復投与毒性試験の成績がまとめられております。

ヨウ化メチルということでございまして、毒性所見の特徴といたしましては甲状腺に認められるというものでございます。

28 ページの「表 28」にはマウスの所見が出ておりますけれども、低用量から甲状腺ろ胞細胞への影響等が認められているところでございます。

少し飛びまして、32 ページにまいりますと、ラットを用いました 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験、これは全身吸入による試験でございますけれども、それが実施されております。

ここにおきましても、60ppm 投与群のところで甲状腺ろ胞細胞腺腫が認められるということで、甲状腺への影響が認められております。

また、マウスを用いました 18 カ月間発がん性試験の成績におきましても、甲状腺への影響が認められているというものでございます。

34 ページからは、「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。これはすべて全身吸入による試験でございますけれども、この試験におきましては繁殖能に対する影響は認められていないということでございます。

ただ、35 ページ、ウサギを用いました発生毒性試験におきまして、母動物に体重増加抑制であるとか、生存胎児数が減少する、あるいは胎児体重も低下したといったような所見

が認められておりまして、36 ページの「14. その他の試験」におきまして、胎児に対する影響等が詳細に検討されているところでございます。

その結果といたしましては、37 ページの中段の方に書いてございますが、「本剤の妊娠後期（23 日～26 日）における暴露は発生毒性を誘発する期間であることが予想された」ということで、妊娠後期に暴露を受けますと胎児等に影響を与える可能性があるという成績がまとめられております。

36 ページの「表 39」には、遺伝毒性の試験の成績がまとめられておりますが、in vitro で一部陽性になるものの、in vivo の試験が陰性であるといったようなことから、生体において問題となる遺伝毒性はないであろうと判断されているところでございます。

最終的な「食品健康影響評価」は、40 ページにまとめられております。

また、ADI の算出につきましては 42 ページにまとめられております。

この農薬の特性から、吸入暴露による試験もかなり実施されていること、あるいは経口投与による試験成績が必ずしもフルでそろっていないことから、3 種類の ADI の試算を比較した表が「表 43」にまとめられているところでございます。

結論といたしましては、ラットを用いました 90 日間亜急性毒性試験から算出されました 0.005mg/kg 体重/日が試算の ADI の最小値であったことから、農薬専門調査会としては、この値を ADI として設定するという結果となっているところでございます。

以上、農薬 2 品目につきましては、本日の委員会終了後、11 月 28 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく申し上げます。

どうぞ。

◆畑江委員 言葉がわからないんですけども、資料 1－2 の 9 ページの「表 3」とかにある「カーカス」というものは何でしょうか。糞とは別ですか。

◆北條評価課長 これは臓器とかいろんなものを取り出して、いろいろ残っている部分といたしましょうか、残渣といたしましょうか、そういうふう聞いております。

◆畑江委員 組織とか胃腸管及び内容物とはまた別なんですね。

◆北條評価課長 はい。

◆小泉委員 全部取り除いた残りです。

◆見上委員長 よろしいですか。

◆畑江委員 はい。ありがとうございます。

◆見上委員長 外に何かございますか。よろしいですか。

それでは、本２件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(２) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(２) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について」でございます。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されています。

事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料２－１から２－３に基づいて御説明いたします。

まず資料２－１、「イミドカルブ」の評価書(案)について御説明いたします。

３ページの「審議の経緯」に記載がございますが、まず、イミドカルブにつきましては、国内の承認はございません。２００５年１１月にポジティブリスト制度の導入に伴いまして、暫定の残留基準値が定められております。

今回の評価の要請につきましては、２００７年３月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

動物用医薬品専門調査会におきまして、２回御審議をいただきまして、評価書(案)が提出されております。

６ページの「Ⅰ．評価対象動物用医薬品の概要」の「７．使用目的及び使用状況等(参

照 1～5)」に記載がございますように、イミドカルブは、原虫症の治療に用いられる動物用医薬品でございます。馬、牛、羊に皮下あるいは筋肉内投与されるということでございます。

7 ページ以降、「Ⅱ．安全性に係る知見の概要」が整理されております。

今回の評価は、JECFA、EMA など、海外の評価書を基に、毒性等に関する主な知見を整理しているものでございます。

まず「1．吸収・分布・代謝・排泄試験」でございますが、ここの「(2) ラット (参照 3、4)」に記載がございますように、経口投与試験におきましては、経口投与後の消化管からの吸収は悪いということで、生物学的利用率は計算できなかったということでございます。経口投与ではほとんど吸収されないというものでございます。

その下でございますが、羊を用いて筋肉内投与による試験が実施されております。

イミドカルブはすべての組織に広く分布し、投与 32 日後でもほとんどの組織で検出されたということで、吸収されますと、なかなか排泄されないという性質のものでございます。

また、8 ページの「(5) 牛 (参照 2～4)」。こちらでは単回皮下投与の試験の成績がまとめられておりますが、やはり排泄は非常に遅いということで、組織中の残留は非常に持続的という結果となっております。

それから、毒性試験につきましては 9 ページ以降にまとめられているところでございます。

マウス、ラットを用いました「急性毒性試験」におきまして、一般的な抗コリンエステラーゼ活性に関連して見られる変化と同様の、嗜眠、流涎、流涙、運動失調、振戦及びけいれんという所見が認められたということでございます。

「亜急性毒性試験」は、ラットあるいはイヌを用いて実施されております。本薬の毒性は、主に肝臓に出てくるということでございます。

また、10 ページの下の方に、ラットを用いました「104 週間慢性毒性/発がん性試験」の成績がまとめられております。

高用量群におきましては、雌の乳腺に多発性の線維腺腫、あるいは雄の皮下に多発性の線維腫の発生頻度が増加したということでございますが、この投与量におきましては毒性が強かったということで、生存率が低いこと、あるいは病理組織学的な検査が不十分であったということで、評価はなかなか難しいという考察がなされているところでございます。

「生殖発生毒性試験」につきましては、ラット、イヌを用いて検討されております。

母動物に対しまして体重増加抑制といったような毒性影響が認められておりますが、催奇形性の方は認められなかったという結果となっております。

12 ページにまいりまして、「遺伝毒性試験」の成績がまとめられております。

こちらの方も、一部、染色体異常試験で陽性という結果が出ておりますが、その他の試験で陰性という結果も出ておりまして、全体として見ますと、イミドカルブにつきまして遺伝毒性はないであろうという考察がなされているところでございます。

最終的な「食品健康影響評価」でございますが、14 ページに記載がございます。

毒性試験の中で最も低い用量で投与の影響が認められたと考えられるのは、イヌを用いた 90 日間亜急性毒性試験におけます血液学的あるいは臨床化学検査値、肝細胞変化を指標といたしまして、NOAEL は 5 mg/kg 体重/日となっております。

安全係数につきましては、種差が 10、個体差が 10 の外に、先ほど簡単に御紹介しましたように、発がん性試験が必ずしも十分でないといったようなことから、追加の 10 という係数を掛けまして、1,000 を適用して、0.005mg/kg 体重/日と設定するのが適当であろうという評価となっているところでございます。

続きまして、資料 2-2、「セフキノム」の評価書（案）でございます。

3 ページの「審議の経緯」に記載がございますが、セフキノムにつきましては、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、2005 年 11 月に暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価につきましては、2006 年 12 月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

動物用医薬品専門調査会におきまして、3 回御審議いただきまして、本日、評価書（案）が提出されているものでございます。

6 ページの「I. 評価対象動物用医薬品の概要」の中の「7. 使用目的及び使用状況等（参照 1、2、4、5）」に記載がございますように、セフキノムは動物専用のセフェム系抗生物質でございます。

我が国におきましては、2000 年 11 月に、牛の肺炎を適応症といたしまして、輸入承認を受けているということでございます。

投与方法及び用量でございますが、牛においては 1 mg/kg 体重を 1 日 1 回、3 日から 5 日間、筋肉内投与をするとされております。

また、休薬期間につきましては、牛は食用に供するためにと殺する前 7 日間、牛乳では食用に供するために搾乳する前 36 時間とされているところでございます。

「Ⅱ．安全性に係る試験の概要（参照 2～6）」が 7 ページ以下にまとめられております。

まず「1．吸収・分布・代謝・排泄試験（参照 3）」でございます。

セフキノムの経口投与による吸収は非常にわずかでございます。実験動物、牛ともに数％でございます、経口投与による吸収はなかなかされないというものでございます。

一方で、非経口投与されたものにつきましては、ほとんど腎臓から排泄されるということで、24 時間以内には 90％以上が排泄されるという結果になっているところでございます。

これは牛に投与されるということで牛に絞って成績を御紹介いたしますと、9 ページには牛を用いた 5 日間筋肉内投与試験が実施されております。

硫酸セフキノムは、主に尿中に排泄され、5 回目投与後 24 時間までには総投与量の約 95％が排泄されたという成績が提出されております。

体内分布といたしましては、腎臓と肝臓に比較的高く分布するという結果となっております。

それから、「残留試験」の方も提出されております。13 ページに牛の残留試験の成績がまとめられております。これも 1 日 1 回 5 日間連続筋肉内投与をしたときの成績でございます。

常用量あるいは 2 倍量の 2 つの試験が実施されておりますが、いずれも最終投与 4 日後におきまして検出限界未満という結果になっております。

また、乳汁の残留試験の成績も提出されておりますが、最終投与 24 及び 36 時間後には全例が検出限界未満となっているということでございます。

それから、毒性の試験成績につきましては 15 ページ以下にまとめられているところでございます。

「亜急性毒性試験」は、ラットあるいはイヌを用いて実施されておりますけれども、ラットにおきましては血液系に対して毒性の影響が出るという特徴がございます。

それから、「生殖発生毒性試験」もラットあるいはウサギを用いて実験をされております。

結果といたしましては、生殖に対する影響あるいは催奇形性は認められなかったという結果となっているところでございます。

また、「遺伝毒性試験」でございますが、セフキノムにつきましては生体にとって問題となる遺伝毒性はないと考えられるということでございます。

「食品健康影響評価」につきましては、18 ページにまとめられております。

毒性学的 ADI につきましては、ラットを用いた 90 日間亜急性毒性試験の NOAEL を根拠といたしまして、安全係数は 1,000。これは種差が 10、個体差が 10、それから、慢性毒性や発がん性試験を欠いていることによる追加の 10 ということで、安全係数 1,000 を適用いたしまして、0.025mg/kg 体重/日となっております。

一方で、抗菌剤固有の評価でございますが、微生物学的 ADI についても算出されておりました、VICH ガイドラインに基づいた試算結果が 19 ページに出ておりますが、ADI は 0.001379mg/kg 体重/日と算出されております。

専門調査会の結論といたしましては、より低い ADI でございます微生物学的 ADI をセフキノムの ADI として設定するという結論でございます。

それから、資料 2－3 でございます。これは「セフキノムを含有いたします製剤」の方の評価書（案）でございます。

2 ページの「審議の経緯」にございますが、2008 年 1 月に、硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤の再審査に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

3 ページの「I. 評価対象動物用医薬品の概要（コバクタン及びセファガードは名称のみが異なる同一製剤（一物多名称）である。）」にこの製剤の内容について記載がございます。適応症は牛の肺炎ということで、3 日から 5 日間筋肉内注射をするということでございます。

我が国におきましては、2000 年 11 月に、コバクタンという製品が、あるいは 2001 年 6 月にはセファガードという製品が動物用医薬品として輸入承認を受けているということでございまして、所定の 6 年間の再審査期間が経過したということで、2007 年 2 月に再審査の申請が行われているというものでございます。

これらの評価でございますけれども、3 ページの「1. ヒトに対する安全性（参照 6～11）」あるいは 4 ページの「2. 安全性に関する研究報告（参照 4、12）」、それから「3. 承認後の副作用報告（参照 4、12）」に記載がございますが、いずれも特に大きな問題はないであろうと考えられるということでございます。

最終的な結論は 5 ページに記載がございますが「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる」という結果となっております。

以上、資料 2－1 から 2－3 までのものにつきましては、本日の委員会終了後、11 月 28 日まで、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本３件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(３) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

(平成 20 年 10 月)

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(３) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (平成 20 年 10 月)」についてです。事務局から報告願います。

◆角田勸告広報課長 それでは、資料 3－1 と資料 3－2 をお配りしておりますが、資料 3－1 に基づきまして「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (平成 20 年 10 月)」を御説明いたします。

この調査は、食品安全委員会が行ったリスク評価が、食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、評価の結果に基づく関係行政機関の施策の実施状況について調査を行ったものでございます。今回は 9 回目の調査となっております。

今回の調査対象は、食品安全委員会が食品健康影響評価を行い、平成 19 年 10 月から平成 20 年 3 月までの間に厚生労働省、農林水産省に対して、その結果の通知を行った評価品目、7 分野 87 品目であります。前回の調査におきまして、具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目、6 分野 55 品目についても調査を行ったものでございます。

調査は、関係行政機関から、対象の評価品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」により報告を受けるということで行っており、これをまとめたものがお手元にお配りしている資料 3－2 でございます。

施策の実施状況につきましては 2 ページ以降に整理しておりますので、資料に沿いまし

て御説明いたします。

2 ページを御覧いただきますと、まず「化学物質系評価グループ」でございます。

「1 添加物」については、16 品目の添加物の食品健康影響評価を行っております。

添加物として適正に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はないとされた 13 品目のうち、水酸化マグネシウムについては、規格基準を改正し、成分規格が設定されたところであります。

また、加工デンプン 11 品目については、施策の実施に向け準備中であり、関係告示を平成 20 年 10 月頃に公布する予定となっております。

また、L-グルタミン酸アンモニウムについては、薬事・食品衛生審議会において審議中でございます。

3 ページでございますが、評価の結果、一日摂取許容量が設定されたナイシンについては、薬事・食品衛生審議会において審議中でございます。

着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられたバレルアルデヒドとイソバレルアルデヒドについては、薬事・食品衛生審議会において審議中であります。

次に、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもののうち、ポリソルベート類など 6 品目については、食品衛生法に基づき、添加物として指定するとともに規格基準を改正し、成分規格を設定しております。

また、次亜塩素酸水については、薬事・食品衛生審議会において審議中でございます。

4 ページでございますが、「2 農薬」につきましては、42 品目の農薬の評価を行っておりますが、評価の結果、いずれも一日摂取許容量が設定されたところであります。

5 ページでございますが、このうち、ペンチオピラドなど 13 品目については、規格基準が改正され、食品中の残留基準が設定されております。

また、テブフェノジドなど 3 品目については、残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会において残留基準設定に係る審議を行う予定となっております。

また、シロマジンなど 20 品目につきましては、薬事・食品衛生審議会において審議中でございます。

6 ページでございますが、ダイムロンなど 6 品目については、規格基準の設定について検討中であり、規格基準案が作成でき次第、薬事・食品衛生審議会において規格基準設定に係る審議を行う予定となっております。

次に、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもののうち、メタ

アルデヒドなど5品目については、食品衛生法に基づき、規格基準を改正し、食品中の残留基準を設定しております。

また、クロルフェナビルなど3品目については、薬事・食品衛生審議会で審議中でございます。

イミダクロプリドなど3品目については、残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会において残留基準設定に係る審議を行う予定となっております。

7ページでございますが、ピリプロキシフェンなど3品目については、規格基準の設定について検討中であり、規格基準案が作成でき次第、薬事・食品衛生審議会において規格基準設定に係る審議を行う予定となっております。

「3 動物用医薬品」についてでございますが、19品目の動物用医薬品の食品健康影響評価を行ったところでございます。

評価の結果、一日摂取許容量を設定された10品目のうち、チアンフェニコールなど4品目については、残留基準設定に係る必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会において残留基準設定に係る審議を行う予定となっております。

また、シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加物については、残留基準設定を踏まえて、施策を実施する予定となっております。

また、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤の薬剤耐性菌を介した影響については、引き続き食品安全委員会において検討するとされたところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定とされております。

8ページでございますが、シロマジン、イソプロチオランについては、薬事・食品衛生審議会において審議中でございます。

ブロチゾラムを有効成分とする牛の注射剤については、再審査を行い、安全性が確認されております。

また、ピルリマイシンについては、現行の残留基準を変更しないとされております。

適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられると評価されたもの9品目のうち、 α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンなど4品目については、食品中の残留基準は設定しないこととされております。

また、 α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノルバックス 類結／レンサ Oil）など3品目については、輸入、又は製造販売が、それぞ

れ申請のとおり承認されております。

また、グリチルリチン酸モノアンモニウムについては、薬事・食品衛生審議会にて審議中でございます。

グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤については、食品規格の設定を踏まえて、施策を実施する予定でございます。

次に、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもののうち、フロルフェニコールなど3品目については、薬事・食品衛生審議会において審議中でございます。

また、エチプロストントロメタミンなど5品目については、残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定でございます。

マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤については、薬事・食品衛生審議会から担当大臣に答申され、施策の実施に向け準備中でございます。

チルミコシンについては、食品衛生法に基づき、規格基準が改正され、食品中の残留基準が設定されております。

次に10ページでございますが、メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤については、申請者からの承認申請のとおり輸入が承認されております。

また、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤など4品目については、残留基準の設定を踏まえて施策を実施する予定でございます。

次に、セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤など5品目については、施策の実施に向け準備中でございます。

「4 化学物質・汚染物質」については、11ページでございますが、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかった四塩化炭素など8品目について、規格基準の設定について検討中であり、規格基準案が作成でき次第、薬事・食品衛生審議会において規格基準設定に係る審議を行う予定となっております。

次に「生物系評価グループ」でございます。

「1 プリオン・自然毒」については、豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価を行っておりますが、この評価結果については、

原料として供される豚及び家きんのBSEプリオンに対する感受性・伝達性は低い。原料の供給から養魚場で養魚用飼料として使用されるまでの各過程において、農林水産省による管理措置が遵守されるのであれば、交差汚染によるヒトへのリスクは十分低いと考える。

仮に、BSE プリオンが養魚用飼料原料に混入したとしても、魚が自然状態においてプリオンに感染し、増幅することは非常に困難であり、プリオンが増幅した魚をヒトが食品として食べること及び飼料を通じて他の動物に侵入・増幅することは非常に困難である。

馬については、現時点においては、BSE に対する感受性に関する科学的知見がなく、ヒトへの食品健康影響評価については評価できない。

とされたところでございます。

「施策の概要」でございますが、食品健康影響評価の結果を踏まえ、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準を改正し、豚肉骨粉等を養魚用飼料に使用できることとされております。

次に「新食品等評価グループ」でございます。

「1 遺伝子組換え食品等」については、6 品目の評価を行っております。

①の「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき、ヒトの健康を損なうおそれがないものと判断したと評価された、高リシントウモロコシ LY038 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種については、食品健康影響評価の結果を踏まえ、安全性審査を経た旨の公表がなされております。

②の「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断された、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とを掛け合わせた品種など 2 品目については、食品健康影響評価の結果を踏まえ、安全性審査を経た旨の公表がなされております。

③の「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による改めての評価は必要ないと判断された、PHE-No.1 株を利用して生産された L-フェニルアラニンなど 2 品目については、組換え DNA 技術を応用した添加物に該当しないこととみなされております。

④の「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」による安全性上の問題はないと判断された、除草剤耐性グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統については、安全性に関する確認を行った旨の公表がされております。

次に、「2 新開発食品」で、特定保健用食品については、14 ページでございますが、2 品目の安全性審査に係る食品健康影響評価を行い、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断したところでございますが、「施策の概要」としては、明治リカルデントTM ミルク及びモーニングバランスについては、食品健康影響評価の結果などに

基づき特定保健用食品として許可されております。なお、モーニングバランスにおける評価結果で示した注意喚起に関する表示については、注意事項として表示することとされております。

次に、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもののうち、ガイオ タガトースについては、有効性の審査に関する資料を整理中であります。

また、オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボンなど2品目については、申請者から指摘事項に対する回答が提出され次第、薬事・食品衛生審議会において審議する予定となっております。

次に、「3 肥料・飼料等」については、コリスチンの安全性審査に係る食品健康影響評価を行い、一日摂取許容量が設定されたところではありますが、残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会において残留基準設定に係る審議を行う予定となっております。

次に、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったグルコン酸カルシウムなど3品目については、飼料添加物として指定され、成分規格及び保存の方法の基準が設定されております。

説明は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

どうぞ。

◆廣瀬委員 2ページの下から4行目以下のところですけども、これは加工デンプンの中にプロピレンオキシドというものが変異原性物質として入ってくるんですけども、これは発がん性があったかどうか、今は覚えていませんけれども、変異原性物質ですから、これは含有されるということは非常に好ましくないわけです。

それで、ここには「技術的に可能な範囲で低減化が図られるよう自治体を通じて関係業者に要請する予定である」と書かれておりますけれども、この要請後、実際、どのくらい低減化されたかというような結果が出たら、また、この食品安全委員会に報告していただけるように依頼することは可能なものでしょうか。もし可能であれば、是非、結果を報告していただきたいんです。

◆角田勸告広報課長 可能かどうかを含めまして、農林水産省の方にそういったお話があったということで要請したいと考えております。

◆廣瀬委員 よろしく申し上げます。

◆見上委員長 よろしく申し上げます。外にございますか。

どうぞ。

◆北條評価課長 今の件については、厚生労働省の所管です。

◆見上委員長 外に何かございますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

(4) 食品安全モニターからの報告(平成20年9月分)について

◆見上委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

「(4) 食品安全モニターからの報告(平成20年9月分)について」です。事務局から説明願います。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして、「食品安全モニターからの報告(平成20年9月分)について」を御報告いたします。

食品安全モニターから9月中に、55件の報告がございました。ちなみに、前月の8月は21件の報告となっており、今月は件数が大幅に増えております。55件の報告のうち、事故米の関連が29件、メラミンの関連が3件となっております。

報告の具体的内容につきましては、2ページを御覧いただきますと、「1. 食品安全委員会活動一般関係」については、5件報告されております。

「緊急時の食品安全委員会の対応について、中立・専門的な第三者機関である食品安全委員会こそが前面に出てきて国民に説明をし、事態の把握・収拾を行う中心になるべき組織だ」という御意見や、今後における食品安全委員会の所掌事務の拡大と強化について御意見がありました。

これらに対しまして、「薬物混入事案のように関係府省庁が幅広く連携して対応すべき

事案に対しては、消費者行政推進担当大臣の下、各府省庁に置かれた「消費者安全情報総括官」を核として政府一体となって対応する体制を整備しています。御指摘の一連の事案に関しまして、食品安全委員会もこの枠組みにおいて、関係府省庁と連携を取りながら対応しております。

特に食品安全委員会は、緊急時等における危害要因についての科学的な情報を迅速にホームページで提供、消費者団体等との意見交換会の実施、健康影響について最新の科学的知見の取りまとめ、臨時のメールマガジンの発行など情報提供を行っています」とコメントしております。

次に3ページでございますが、食品安全モニターについていろいろな御意見がございました。

例えば、「食品安全モニターの資格について、食の領域で高度な科学技術が関与する現在には、高い専門性を持ったモニターを採用すべき」という御意見や、「担当分野制度を導入することで、有益な情報がモニターから提供されるものと期待できる」という御意見、また、「海外での食について迅速に情報を得る実現可能な方法として、海外に邦人の食品安全モニターを配置することを提案する」という御意見がございました。

これに対しまして、「食品安全委員会では、これまでの5年間の実績を総括し、食品安全モニター選考等の見直しも含めて委員会の業務の改善に向けて検討を行っているところであり、今年度内に最終取りまとめを行う予定である」とコメントしております。

次に4ページでございますが、「2. リスクコミュニケーション関係」については、2件報告されております。

「食品安全委員会で啓発用DVDを用意していると聞くが、その入手方法が極めてわかりにくい」という御意見がございました。

これに対しまして、「食品安全委員会では、リスク評価結果等の内容をわかりやすく解説したDVDソフトを制作しております。これらについては、これまでも季刊誌やホームページを利用して御案内してきましたが、ホームページについては御指摘のとおり改善の余地があり、現在、映像配信や貸出申込みの見出しの掲載など、その改善に努めているところです」とコメントしております。

次に5ページでございますが、「リスクコミュニケーションの推進について、一部の人のみならず、多くの人に知ってもらうため、栄養士や調理師をはじめ、食に関わる人々の参加を促すことは、食品安全委員会の活動を、人々に広めるチャンスになると思う」という御意見がありました。

これに対しまして、「御指摘のように、職業として食に関わっている方々からリスクコミュニケーションへ参加していただくことは、国民の皆様に食品安全委員会の活動等を広めていただける良い機会であると考えております。また、家庭科教員の方々の研修や栄養士等養成学校への講師派遣等に対応することについても広く周知してまいります」とコメントしております。

「3. 食品添加物関係」については、1件報告されており、「季刊誌『食品安全』特別編集号に、「食品添加物は使わなくて済むなら使わない方がよい、というのが基本です」という記載がある。このような表現は、食品添加物は安全性に問題があるのではないかとこの誤解を引き起こすのではないかと」という御意見がございました。

これに対しまして、「御指摘の記述につきましては、加工や保存性、嗜好や栄養面での有用性が認められる場合に、安全性を十分確保した上で、限定的に用いられるべきものの認識の下に記述しております。当該季刊誌の文中にありますように、食品添加物は、「人の健康を損なうおそれのない場合」として厚生労働大臣が定めるもの以外は使用が認められていないことを前提として、適正な管理の下、適正に使用されることが必要なことであるとと考えております」とコメントしております。

「4. 農薬関係」については、2件報告されております。

「一律基準値違反の報道について、ADIに比較して何ら障害のおそれがない場合は、違反倍率ではなく、ADI比を発表すべきである」という御意見がございました。

これに対しまして、厚生労働省からのコメントを記載しております。

また、「農薬の不正取引・不正使用についての状況が把握されているのかが気になったということが研修会で寄せられた」という御報告がございました。

これに対しましては、農林水産省からのコメントを掲載しております。

次に7ページでございますが、「5. 食品衛生管理関係」については、36件報告されております。

まず、事故米に関する食品安全委員会への意見等としまして、「食品安全委員会の出番です。安心を確認したい消費者向けの的確なQ&Aを作成し、マスコミを通じて迅速に公開すべきだと思います」という御意見や、「食品安全委員会から安全情報をタイムリーに流してほしいと思った」という御意見、また、「食品安全委員会が有効に機能することを切に願っている」という御意見や、「食品安全委員会が中心となって、国民の安全確保に努めてほしい。リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーションとなすことは多く、緊急の対応を希望する」という御意見がございました。

これらに対しまして、「事故米穀の不正規流通事案につきまして、9月5日の農林水産省の報道発表を受け、メタミドホス、アフラトキシンB1に関する科学的な情報を、概要として、同日ホームページに掲載いたしました。また、アセタミプリドにつきましても、概要として翌日に、ホームページに掲載しています。

その後、分かりやすい情報を提供する観点から、メタミドホス、アセタミプリドについてはQ&Aを追加し補足を行ったところです。

現在、総アフラトキシンについて食品健康影響評価を進めておりますが、その評価結果についても迅速に、分かりやすくお伝えしていきたいと考えております」とコメントしております。

次に8ページでございますが、事故米に関する農林水産省や厚生労働省への意見等として、「日本の食の安全を確保している仕組みは崩壊しているのか」など、8ページから11ページにかけまして掲載しておりますが、多数の御意見がございました。

11ページでございますが、これらに対しまして農林水産省からのコメントを掲載しております。

また、12ページでございますが、厚生労働省からのコメントを掲載しております。

次に、メラミン混入事件について、「中国製品を輸入する際の検査体制を変えてほしい」という御意見や、13ページでございますが、「安心して、中国産、中国製食品を食べることができるよう、厚生労働省の食品衛生管理の強化を望む」という御意見がありました。

これらに対しまして、「食品安全委員会では、平成20年9月19日の中国における牛乳へのメラミン混入の報道を受け、メラミンに関する情報を同日ホームページに掲載し、随時、更新・追加しています。また、10月9日の食品安全委員会において、国内外の科学的な知見の取りまとめを行い、「メラミン等による健康影響について」として情報提供しています。今後とも情報収集を行い、国民の皆様にお伝えしてまいります」とコメントをしております。

併せて、厚生労働省からのコメントを掲載しております。

次に14ページでございますが、「ギョウザ食中毒事件は、日本国民の生命に関わる重大な問題であり、政府は一刻も早く情報を公表して、国民の中国製品への不安解消に努めるべきだったと思う」という御意見がございました。

これに対しまして、「中国産の冷凍ギョウザによる薬物中毒事案については、政府一体となって、被害拡大の防止などに努めております。

食品安全委員会としても、関係機関との連絡を密に情報収集するとともに、薬物の科学

的特性に関する情報や Q&A についてホームページを通じて情報提供してきたところです。

また、メタミドホスについては食品健康影響評価を行い、その評価結果については速やかに公表を行いました。

今後とも情報収集を行い、国民の皆様に対し、わかりやすい情報の提供に努めてまいります」とコメントしております。

また、ノロウイルス食中毒について、「再発防止に鋭意努めていただきたい」という御意見がございました。

これに対しまして、「食品安全委員会では、厚生労働省など関係機関と連携し、食中毒等の発生状況について情報収集を行っております。

また、ホームページにおいて、ノロウイルスなどの食中毒に関する注意喚起を行っております」とコメントしております。

併せて、厚生労働省からのコメントを掲載しております。

次に 16 ページでございますが、「7. 食品表示関係」については、5 件報告されております。

具体的には、食品偽装についてと、17 ページですが加工デンプンの表示についてと、18 ページですが刺身しょうゆの表示について御意見がありました。

これらの御意見に対しまして、厚生労働省や農林水産省からのコメントを 16 から 18 ページに掲載しております。

次に 19 ページでございますが、「8. その他」については、4 件報告されております。これらについても、関係行政機関に回付しております。

報告は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

どうぞ。

◆小泉委員 特に問題というわけではないんですが、3 ページのモニター担当分野制度の導入とか、あるいは海外にモニターさんを置いてはどうかという御意見があるんですが、それに対する回答は非常にあいまいで、多分、意見を書いた人はきっちり書かれていない

ように思います。どこが回答なのか、非常に分かりにくいように思います。

多分、この回答の後ろ３行がそれに対する回答かなという気もしないでもないんですが、もう少し質問者に対して受け入れられるような回答をしてもいいのではないかな。例えば、こういったことはちょっと無理だとか、そういったことを書かれた方が理解しやすいのではないかと思います。

◆角田勸告広報課長 今回の回答が分かりにくくなっているということでございますので、御指摘を踏まえまして、どういう記述ができるか、また検討いたしたいと思います。

◆見上委員長 外にございますか。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

（５）食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（５）食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正について」ですが、緊急時対応専門調査会において審議が行われましたので、事務局から報告願います。

◆酒井情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料５－１から５－３に基づきまして、緊急時対応マニュアルの改訂について御報告申し上げたいと思います。

まず、資料５－１、横の１枚紙でございますが、従前よりの緊急時の対応といたしまして、左の食品安全関係府省の緊急時対応基本要綱と、右の方の、事件性が否定できないような場合、国民生活局を中心とする基本要綱に基づいて対応してまいりました。

表の右側の「関係府省」の欄を御覧いただきたいのですが、ここに細かく書いてございますが、「※」以下のところに名前がございまして、従来は「食品危害情報総括官」という形で、食品に特化した対応をしておりましたけれども、このたび、玩具、遊具、施設等についても拡大をしようということで、「消費者安全情報総括官」という形で、広く取り扱う形にスキームが変わりました。その関係で、その左にありますように、消防の関係で総務省、警察庁。あとは遊具、玩具、施設の関係で経済産業省、国土交通省が加わったという新たなスキームで対応することになりました。

したがって、この基本要綱の名前も、従来は、「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」でございましたが、このたび、「消費者の安全に関する」というふうに変わ

りました。その関係で、基本要綱等でこの変更部分を引用している記述がございますので、その部分について、今回、改正を行うというものでございます。

次の資料５－２を御覧いただきたいと思います。これについては、先ほど委員長からお話がありましたように、昨日行われました緊急時対応専門調査会におきまして御承認をいただいた案ということでございます。

基本要綱が示してございますけれども、右側が現行、左側が改正案でございます。改正案のところにアンダーラインがございますけれども、見ていただきますと、変わっているのは、右の方の現行が「食品による危害に関する」となっておりますが、左の改正案の方では「消費者の安全に関する」に変わっているということでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。「11 その他」の（２）も同様でございます。そして、「食品による危害に関する」が「消費者の安全に関する」に変わっているということで、以下、同様の機械的な改正になっております。

全体像を見ていただくために、資料５－３を御覧いただきたいと思いますが、表紙に規程全体が書いてございます。関連する規程は４つでございます。１つ目が、今、御説明申し上げました基本要綱。１つ飛びまして、３つ目の食中毒等の実施要綱でございます。この２つにつきましては、関係府省での申し合わせでございますので、本日、御承認をいただきましたら、関係府省での申し合わせの手順を進めたいと考えております。

それに対しまして、２つ目と４つ目でございますが、食品安全委員会の内規ですので、本日、委員会で御決定いただきますと決定という形になるものでございます。

先ほど申しましたように、機械的な改正でございますので、詳細については説明を省略させていただきたいと思います。

説明は以上です。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いします。

よろしいですか。このように機械的に変えるということです。

それでは、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等につきましては、これを改正案としてよろしいでしょうか。よろしいですね。

（「異議なし」と声あり）

◆見上委員長 それでは、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の要綱については、改正に向け、必要な手続に着手してください。

また、委員会の内部規定である基本指針等については、決定することといたします。

それでは、外に議事はございませんでしょうか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございます。

これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第260回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、11月6日（木曜日）14時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

また、明日31日（金曜日）15時から、プリオン専門調査会が公開で開催。

来週11月4日（火曜日）14時から、農薬専門調査会総合評価第一部会が非公開で開催される予定となっております。

本日はどうもありがとうございました。以上です。